

令和 7 年度第 1 1 回南部町農業委員会総会会議録						
招 集 年 月 日	令和 8 年 2 月 1 2 日（木）					
招 集 場 所	南部町役場天萬庁舎 2 階 大会議室					
開 会 時 間	1 3 時 3 0 分					
閉 会 時 間	1 4 時 5 0 分					
農 業 委 員 出 欠	番 号	氏 名	出・欠	番 号	氏 名	出・欠
	1 番			5 番	井 田 厚 美	出席
	2 番	井 上 武	出席	6 番	田 邊 元 史	出席
	3 番	庄 倉 三 保 子	出席	7 番	恩 田 一 秀	出席
	4 番	黒 木 美 由 紀	出席			
農地利用最適 化推進委員 出 欠	8 番	牛 田 弘 則	出席	14 番	秦 野 勝 仁	出席
	9 番	吉 次 純 一 郎	出席	15 番	板 秀 樹	出席
	10 番	白 川 透	出席	16 番	足 井 秀 二	出席
	11 番	松 本 美 樹	出席	17 番	野 口 龍 馬	出席
	12 番	糸 田 雅 樹	出席	18 番	山 田 安 身	出席
	13 番	岡 田 充 生	出席			
議事録署名委員	14 番	秦 野 勝 仁		15 番	板 秀 樹	
出 席 吏 員	農業委員会事務局長補佐 本田 秀和 産業課主幹 前田 智恵 農業委員会事務員 田邊 操枝					
傍 聴 人	0 人					

付 議 案 件	
議案番号	提出議案の題目
第 1 号	農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可について
第 2 号	農用地利用集積等促進計画案の意見照会について
報 告	(1) 使用貸借の合意解約について (2) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について (3) 令和 8 年農作業標準料金協定表について
その他	(1) 令和 7 年度第 1 2 回南部町農業委員会総会日程

	事務局でも過去の資料を探しましたが、旧手間村、旧会見町時代の古いものですのでごさいませんでした。現地を見まして、きちんとしておいていただくという観点からも、転用申請をお願いしました。 現地調査資料の２ページの公図をご覧ください。今回の案件としては上がっていませんが、申請地の横の 番、 番、 番の３筆は になっていますが、登記は農地のままです。今回の申請とあわせて転用のご相談を受けたのですが、 については、 の経営許可が必要になってきますので、 の経営許可の権限を持っている町担当課と県との相談の中で、取り扱いがはっきりしてから申請に向かうようになっています。今回はこの宅地部分について、ご審議をお願い致します。
議長	現地調査報告を吉次委員からお願いします。
吉次委員	本日、午前９時より、恩田会長、田邊委員、私と事務局で現地調査を行いました。現地調査資料の３ページをご覧ください。現地は庭になっていまして、きれいに整理されていまして。事務局から話があったように、だいぶ古い前からのようですので、分からずに転用されてしまったのではないかと感じました。
議長	議案第１号について質疑を受けます。
庄倉委員	申請人は の方ですが、現在この宅地に住んでおられるかどうか、それから、令和３年に相続をされたそうですが、その時に登記をされなかったのでしょうか。登記をされていたら、畑のままであることが分かったのではないかと思います。
局長補佐	図面３ページの右側に母屋とあります。別の方に貸して、ご本人は にお住まいだと伺っております。 令和３年３月に さんに相続登記をされています。その際にお気づきになって、今回のような申請を頂くのが本意であったとは思いますが、嫁ぎ先の家の事で詳しい話は聞いてもいなかったし、よく分からなかったそうです。今回お気づきになられて将来を考えて、きちんと宅地にしたいと言う事で申請をされたと伺っています。
庄倉委員	ご本人さんが、あまり詳しくなかったことは分かりましたが、やはり、相続を受けた際にチェックしていただくようなことをしていただきたいと思います。
局長補佐	農地の相続をされる際には、相続によって引継ぎましたと言う事で、農地法３条の３の届出を提出して頂くようになっています。事務局でも注視しまして、今回のような状況であれば是正してもらうような指導、助言を心がけてまいりたいと思います。
議長	補足しますと、相続については農業委員会が係わることはありません。法定相続人に相続権があるわけで、今の法律では、農業委員会を通さずに登記が出来ます。なので、今の状態では、農業委員会が関知で出来ませんので、指導も出来ません。そのようなご理解をお願いします。

	庄倉委員	分かりました。
	秦野委員	地区は地籍調査が入っていませんか。現状を見ると、地籍が入ると簡単に宅地に変更出来る状態だと思いますが。地籍が入っているか、お聞きしたいです。
	局長補佐	は、部分的に地籍調査が入っています。今回の地区に関しては、まだ入る予定がないと地籍調査室からは聞いています。
	議長	地籍が入れば簡単に変わるような事をおっしゃいましたが、何でもかんでも地籍で出来るというわけにはいきません。例えば、墓地の場合は地籍だけでは認められません。
	秦野委員	に地籍が入った時に、例えば、田んぼを埋めて家が建っていた場合に、これは地籍調査で宅地になるので宅地に変更出来ます。後から農業委員会に出しますという形でした。簡単と言うのは語弊があるかもしれませんが、割とスムーズに出来たような気がしたわけです。
	議長	農地に家が建っている、農地が道路になっているなどの地目変更は、地籍調査で多く出できます。ですが、法律の中でされている事で、何でもかんでも簡単に変える権限を地籍は持っていない事をご理解下さい。他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第 1 号『農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可について』議決、承認されました。
議案第 2 号 農用地利用 集積等促進 計画案の意 見照会につ いて	議長	議案第 2 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	前田主幹	【農用地利用集積等促進計画書の内容の要点を朗読（議案書 2～7 頁）】 農地番号 1～81 番 設定を受ける者： 11 名 設定をする者 : 37 名 設定をする土地： 81 筆 156,628 m ²
	議長	議案第 2 号につきまして、79 番、80 番を除いて質疑を受けます。
	黒木委員	66 番と 68 番についてお聞きします。 を作られると言う事ですが、期間が 1 年になっています。1 年に設定された理由を教えてください。68 番の さんはご高齢ですが、関係していますか。
	前田主幹	66 番の さんは、ご自身の を他にも幾つか持っておられまして、そちらの方に注力するので、何年続けられるか見通しが立たないので、1 年契約にして欲しいと言う事でした。 68 番の さんは、高齢でもあるので、自らの体調を見ながら更新をしていきたいので、1 年契約にしたいと伺っています。
	黒木委員	分かりました。
	庄倉委員	27 番、28 番、29 番の期間が 11 ヶ月で、春に田植をして、秋に稲刈をして終わりみたいな格好ですが、短い期間の理由を教えてください。
	前田主幹	こちらは、相対の時から作られている農地ですが、農地の状況が良くないので、 さんとしては更新は難しいとの事でしたが、地権者

		さんからは引き続き耕作をして欲しいと言う要望がありまして、両者で話し合いをされて、さんが現在所有されている古い機械が動く間であれば引き受けても良いと言う話になり、取りあえず一作受けてみますという事になったそうです。
議長		の農地は、谷の湿田で余り良い状態ではありません。池がかりの負担金も高いです。借手がない状況です。投げておくわけにはいきませんので、1年の間に次の耕作者を探したいと思いますが、なかなかおられないと思います。法人の方に引き受けてもらえないかと思っていますところす。そのような状況であることをご理解下さい。
庄倉委員		分かりました。
吉次委員		についてお聞きします。南部町内で以前に作られた畑があるかどうかと、会社の概要を教えてください。
前田主幹		は、以前に借りられた農地はありません。今回初めて南部町に入られます。 こちらは、で有機栽培を中心に活動されています。ローゼル栽培のJAS認証を受けられる際に研修に行かれた会社です。
局長補佐		少し補足をさせていただきます。南部町で農地を借りられるのは初めてです。今回借りられるの農地は、令和元年に、さんという方が借りると言う事で中間保有になりましたが、結果的に配分ができず耕作されなかった農地になります。現在は耕作放棄といえますか、少し荒れている状態です。 77番、78番の地権者であるさんが、に関わりを持っておられまして、その繋がりの中で、ここで有機の野菜等々を耕作していきたいと言う事で契約が整いました。この辺り一帯は、以前にはさんがをされていた所で、今回借りた農地で順調に行けば広げていきたいとの意向をお持ちであると伺っています。
吉次委員		ありがとうございました。
田邊委員		33番と34番についてお聞きします。33番は継続で無償、34番は新規で有償になっています。隣り合わせの農地のようですが、新規は有償と言う事ですか。
前田主幹		33番の切替えの農地は、三角田で作りにくい田を受けておられました。新規で借りられる隣り合わせの34番は、平地の四角の作りやすい田で、そちらに関しては賃料が欲しいと地権者さんから要望がありまして、お話し合いによって、三角田については、これまでどおり使用貸借で、四角田については有償となったそうです。
田邊委員		分かりました。
議長		他にございませんか。ご異議ございませんか。
一同		異議なし。
議長		議案第2号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』79番、80番を除いて議決承認されました。 79番、80番について質疑を受けます。庄倉委員は退室を願います。

		(庄倉委員退室)
	田邊委員	さんは、同じ の方だと思います。賃借料は、前回も 円でしたか。同じ の方なら、賃料は必要ないと思うのですが、その辺の説明をお願いします。
	前田主幹	こちらの賃料については、従来どおりの 10 a 当たり 円です。 今回期間が 2 年 8 か月と短いのは、近隣の賃貸の終期に合わせて設定されていて、全体的な賃料の取扱いについて、次の更新の際に再検討されると伺っています
	田邊委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	議案第 2 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』79 番、80 番は議決承認されました。
		(庄倉委員入室)
5. 報告 (1) 使用貸借の合意解約について (2) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	議長	報告に入ります。 『(1) 使用貸借の合意解約について』と『(2) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』一括上程してよいか伺います。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、『(1) 使用貸借の合意解約について』、『(2) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』説明を求めます。
	局長補佐	【『(1) 使用貸借の合意解約について』朗読及び補足説明（議案書 12 頁）】 1 番は、先ほどご承認を頂きました農用地利用集積等促進計画案の 56 番で さんに貸し出されます。 2 番は、同じく 74 番で さんに貸し出されます。 【『(2) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』朗読及び説明（議案書 13 頁）】 1 番も 2 番も解約後は、 さんご本人が管理されます。今後の利用については、地域の農業委員さん最適化推進員さんを中心に さんと話し合われて、他の方に耕作を依頼する話もして頂きましたが、自己管理されるという事でした。
	議長	の農地につきましては、地元委員さんにご苦労されたと伺っていますが、本人さんが耕作されるのですか。
	秦野委員	さんから土地を返してもらいたいと言う相談がありまして、返してもらった後はどうされるのか話をしました。最初は、体も弱く病気もあるので誰かに作ってもらいたいと言う事だったので、何人かに声掛けをしましたら耕作しても良いと言う方がおられて、良かったと言

		う話になりました。その 10 日後くらいに、 さんから、貸すこと自体辞めて自分で管理をすると連絡がありました。借り手に不満だったのかは分かりませんが、自分で草刈りをするのも大変だから、作ってもらわれたらどうですかと、3 回くらい話に伺いましたが、結局、耕作は出来ないが自分で保全管理すると言う事でした。
	野口委員	1 番について、 さんが解約して、 に変わった理由は何ですか。
	局長補佐	さんから解約の申し出あった際にお聞きしたのですが、この農地は と隣接してしまして、水路の管理の事で、近隣の方とトラブルとまでは言いませんが意思疎通ができなかったそうです。水を引く為に水路に少し細工をしたことについて、苦情があったと伺っています。そのやり方についてはお聞きしませんでした、そこまで言われるのであれば、よう作らないと言う事でした。 同時に さんからも、耕作放棄地になってはいけないのでさんに作ってもらえないか相談がありまして、隣接している農地を含めて さんに作っていただくことになりました。
	野口委員	分かりました。
	議長	他にないようでしたら、次に移ります。
(3) 令和 8 年農作業標準料金協定表について	議長	『(3) 令和年農作業標準料金協定表について』説明を求めます。
	局長補佐	去る令和 8 年 1 月 16 日の午前 9 時から、天萬庁舎 2 階の大会議室におきまして、南部町農作業標準料金策定協議会を開催しました。 概要についてですが、昨今の燃料等々の高騰を踏まえて、少し料金を上げて欲しいというご意見や、負担が大きくなるので現状維持をお願いしたいという意見や、色々な意見が交わされました。耕耘については、軒並み上昇しています。端数調整をして若干上がった項目もございます。 【令和 8 年農作業標準料金協定表朗読（議案書 14 頁）】
	議長	お聞きになりたい事はございませんか。（質問、意見等なし。） 農業委員会のご承認を頂きましたので、公表について事務局よりお願いします。
	議長	皆さんからご了解を頂きましたので、3 月の公報と、本日、ホームページで公表をさせていただきます。
令和 7 年度第 12 回農業委員会総会の日程	議長	令和 7 年度第 12 回南部町農業委員会総会は、令和 8 年 3 月 11 日（水）に開催します。
閉会	議長	これにて令和 7 年度第 11 回南部町農業委員会総会を閉会致します。